

一般社団法人日本壁装協会定款

制 定 平成 15 年 6 月 12 日
最終改正 平成 28 年 6 月 8 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 日本壁装協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的と事業)

第 3 条 当法人は、壁紙の品質向上並びに普及を通じて壁紙の製造、流通、施工に係る業界の健全なる発展を図り、以って国民の住生活の質的向上に寄与することを目的とし、その達成のために次の事業を行う。

- (1) 壁紙及び壁紙施工に関する調査・研究
- (2) 壁紙及び壁紙施工に関する広報・普及
- (3) 壁紙及び壁紙施工に関する「壁紙品質情報管理システム」に基づく事業
- (4) 壁紙及び壁紙施工による室内環境の安全性確保に関する事業
- (5) 壁紙の環境並びにリサイクル及び壁紙等の廃棄物処理等に関する調査・研究並びに事業
- (6) 壁紙の統計に関する事業
- (7) 関係官公庁・団体との連絡・情報交換等の交流事業
- (8) その他当法人の目的に関連する事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告方法は、電子公告とする。やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法とする。

(基 金)

第 5 条 当法人は法令に従い、基金の募集をすることができ、当法人の設立時の基金の総額は、金参千萬元とする。

(基金の拠出者の権利)

第 6 条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しないものとする。

(基金返還の手続き)

第7条 基金の返還は、法令に従い社員総会で返還すべき基金の総額について決議した後、理事会が決定したところに従って返還する。

第2章 社 員

(入 社)

第8条 当法人の社員となるには、当法人の社員2名以上の推薦により、当法人所定の様式による申込をし、理事会の承認を得るものとする。

2. 当法人の社員は壁紙の製造、販売、施工等を営む法人とする。

(経費の負担)

第9条 社員は当法人の目的を達成するため必要な経費を支払う義務を負うものとする。

2. 納付済みの経費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退 社)

第10条 社員は、いつでも退社することができる。ただし1ヶ月以上前までに、当法人に対して退社の予告をするものとする。

2. 前項の場合の他、社員は次に掲げる事由により退社する。

(1) (削除)

(2) 死亡または解散

(3) 除名

(4) 破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の申立てをし、もしくは申立てを受けたとき

(5) 当法人の定める入会金、会費、分担金等を期限までに支払わなかったとき

(除 名)

第11条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をなし、又は社員としての義務に違反したとき等正当な理由があるときは、社員総会の特別決議（総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当る多数の賛成を要する決議をいう。以下、同じ。）により除名することができる。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第13条 設立時社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

日比 祐市（住所略：ただし登記の場合には記載）

中村 正志（住所略：ただし登記の場合には記載）

第3章 社員総会

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

2. 社員総会は、本定款及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、本法という。）で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招 集)

第15条 社員総会は、理事会の決議により、理事長がこれを招集するものとする。

2. 総社員の議決権の20%以上を有する社員は、理事に対し総会の目的及び招集の理由を示し、総会の招集を求めることができる。

(招集通知)

第16条 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに各社員に対して、書面にてその通知を発することを要する。

(目的提案権)

第17条 (削除)

(議案提案権)

第18条 社員は、社員総会において、社員総会の目的事項について議案を提出することができる。ただし、議長は、実質的に同一の議案について社員総会において総社員の議決権の10%以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、当該議案の提出を受理しないことができる。

2. 社員が社員総会の目的事項について議案を提出しようとする場合、理事に対し、議案の要領を社員に通知することを請求することができる。ただし、社員総会の4週間前までに、かつ、総社員の議決権の30分の1以上をもってしなければならない。理事は、実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の10%以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、通知をしないことができる。

(議 決 権)

第19条 社員は、各自一個の議決権を有する。

(決議方法)

第20条 社員総会の決議は、本定款又は法令に別段の定めがある場合を除き、社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもつ

てこれを決する。

(議決権の代理行使)

第 21 条 社員は総会に出席できない場合、当該議決権を行使するため、出席する他の社員 1 名を代理人として委任することができる。この場合、代理人は、代理権を証明する書面を、社員総会開催後は議長に、それより前は理事長に提出しなければならない。

2. 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

(議長)

第 22 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故あるときは、予め理事会の定める順序により、他の理事がこれに当たる。

(議長の権限、延期・続行の決議)

第 23 条 議長は、当該社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2. 議長は、その命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

3. 社員総会においてその延期又は続行について決議があった場合は、総会招集手続きの規定は適用しない。

(議事録)

第 24 条 社員総会の議事については、議事録をつくり、これに議事の経過要領及びその結果並びに議事録作成者の名を記載し、議長及び出席した理事から選任された議事録署名人が記名、押印することを要する。

第 4 章 理事及び監事

(員数)

第 25 条 当法人には、役員として理事 3 名以上 20 名以内及び監事 1 名以上 2 名以内を置く。

(資格及び選出方法)

第 26 条 当法人の理事及び監事は、社員総会において、社員の中から選任する。ただし、必要ある時は、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第 27 条 理事の任期は、就任後 2 年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結

の時までとし、監事の任期は、就任後4年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した理事の補欠として選任され又は他の在任理事がいる間に新たに選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残任期間と同一とする。他の在任理事がない場合には、前任者の在任期間と同一とする。
3. 任期満了前に退任した監事の補欠として選任され又は他の在任監事がいる間に新たに選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残任期間と同一とする。他の在任理事がない場合には、前任者の在任期間と同一とする。

(競業及び利益相反取引の禁止)

第28条 理事は次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けて行い、事後に遅滞なくその重要な事実を理事会に報告しなければならない。

①理事が自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

②理事が自己又は第三者のために当法人と取引しようとするとき。

③当法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において当法人と当該理事の利益が相反する取引をしようとするとき。

(理事長)

第29条 当法人には、理事長1名を置き、理事会の決議により理事の中からこれを定める。

(副理事長)

第30条 当法人には、理事会の決議により、理事の中から副理事長2名以内を選任することができる。

(専務理事・常務理事)

第31条 当法人は、理事長が指名しかつ理事会の承認により、理事の中から専務理事1名以内、常務理事2名以内をそれぞれ置くことができる。

(理事長、副理事長、専務理事、常務理事、理事の職務)

第32条 理事長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐して会務を掌理し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。

なお副理事長が複数いる場合は、選任の際に理事長がその代行順位を定め、理事会の議事録に記録する。

3. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して会務を掌理し、理事長及び副理事長事故あるときは、その職務を代行する。

4. 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して専務理事とともに会務を分掌し、理事長及び副理事長並びに専務理事に事故あるときは、その職務を代行する。

なお常務理事が複数いる場合は、選任の際に理事長が職務代行順位を定め、理事会の議事録に記録する。

5. 理事は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事とともに理事会を構成して会務を分掌する。

6. 理事は、理事会を構成する。

(監 事)

第 33 条 監事は、会務及び会計を監査する。監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員報酬)

第 34 条 役員報酬は、法令に従い総額について、社員総会にて決議する。

第 5 章 理 事 会

(理事会、権限等)

第35条 理事会の権限等は以下の通りとする。

1. 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- ①当法人の業務執行の決定
- ②理事の職務の執行の監督
- ③第29条及び第30条記載の選任並びに選任された者の解任
- ④第31条記載の承認及び承認された者の解任

2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- ①重要な財産の処分及び譲受け
- ②多額の借財
- ③重要な使用人の選任及び解任
- ④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備を定める場合には、その事項

3. 前項に定める①項②項③項の定義については会則に定める。

(執行理事)

第36条 次に掲げる理事は、当法人の業務を執行する。

- ①理事長、副理事長、専務理事及び常務理事

②上記①記載の者以外の理事であって、理事会の決議によって当法人の業務を執行する理事とされた者

2. 前項各号に掲げる理事は、毎事業年度に半年に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(招集権者、招集手続き)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事会を招集するに際しては、理事会の日の3日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

3. 理事会の議長には理事長が就く。

(理事会の決議)

第38条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3. 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されている場合は、理事長（ただし、理事長が欠席した場合には副理事長、理事長及び副理事長が欠席したときは専務理事、理事長及び副理事長及び専務理事が欠席した場合には当該理事会で決定した議事録署名者）及び出席した監事は、これに署名するか、又は記名押印しなければならない。

なお、監事が総て欠席した場合は議長の署名又は記名押印だけで足りる。

4. 理事会の決議に参加した理事であって第3項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される。

(理事会のみなし決議)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第6章 事務局

(事務局の設置等)

第40条 本会の事務を処理するため、事務局に職員を雇用することができる。

2. 事務局の機構並びに運営については、理事会の承認の下に理事長の指示に基づき専務理事が統轄する。

3. 事務局の運営に関する規定は別に定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 解 散

(解散の事由)

第42条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が一人になったとき。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続きの開始の決定
- (5) 解散を命ずる判決

(法人の継続)

第43条 前条第1号の場合においては、新たに清算手続きが終了するまで、社員総会の特別決議をもって、法人を継続することができる。

2. 前条第2号の場合においては、新たに社員を入社させて、法人を継続することができる。

(合併)

第44条 当法人が合併するには、社員総会における特別決議を要する。

第9章 清 算

(清算方法)

第45条 当法人が解散したときの清算人は、社員総会において解散決議とともに定めた場合を除き、理事長が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人の残余財産の帰属は、社員総会の決議によりこれを定める。

第10章 そ の 他

(最初の事業年度)

第47条 (削除)

(最初の理事及び監事の任期)

第48条 (削除)

(定款に定めのない事項)

第49条 この定款に定めのない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、その他関連法令に基づくものとする。

附 則

第1条 本定款の改正は平成16年6月9日から施行する。

第2条 本定款の改正は平成21年6月10日から施行する。

第3条 本定款の改正は平成22年6月9日から施行する。

第4条 本定款の改正は平成26年6月11日から施行する。

第5条 本定款の改正は平成28年6月8日から施行する。

以上